

## 審査の結果の要旨

論文提出者 張 彬彬

### 「冷戦変容期の日ソ関係：多極化の時代における対立と共存、1964～1974年」

本論文は、冷戦変容期における日ソ関係史を、関係国の一次史料に基づき実証的に検討したものである。米ソの緊張緩和（デタント）と中ソ対立の深刻化により多極化の時代を迎えたこの時期は、日ソ関係改善の好機ともなり得る時期であった。日ソ両国の外交指導者はこの好機をなぜ生かせなかったのか。著者は、この問題を、国際環境全体の動向を視野に入れつつ、北方領土問題、北洋漁業の安全操業問題、シベリア開発協力問題の三つの懸案に焦点をあてることで、検証している。

序章「戦後日ソ関係史研究の視座」では、先行研究を整理したうえで、国交回復後の岸信介・池田勇人政権期の日ソ関係の展開を概観し、本論で扱う時期の前史を述べている。

第1章「佐藤政権前期の日ソ関係」では、1964年から1968年にかけて佐藤栄作政権がソ連との共存関係をいかに模索したのかについて、ベトナム戦争をめぐる和平工作の展開と日ソ平和条約に関する「中間的措置」への対応を軸に検討している。1965年初頭の北爆開始以降、佐藤政権はベトナム問題をめぐる日ソ間の政治対話を促進すべく、日本が米国への説得工作を担う代わりにソ連が北ベトナムに対する和平交渉の打診やそのための国際会議の招集で主導権を発揮する、という役割分担の構図を描くに至った。こうした地域紛争解決をめぐる日ソ協力の模索は結実しなかったが、その副産物として、外相間定期協議の開催が合意されるなど両国間の政治的信頼関係の構築は大きな進展を遂げた。他方、北方領土問題については、1966年に「非武装化」と「経済的補償」を北方領土返還の条件に定めた提案が、さらに翌67年には、潜在主権の承認に基づく四島の「段階返還」方式と、潜在主権の承認を求めない国後・択捉の「継続審議」方式という二段構えの方針を内容とする提案が、日本外務省からソ連側に提示された。このような外務省の提案はソ連には受け入れられなかったが、佐藤周辺では、戦後日本の領土問題を扱うサンフランシスコ平和条約第2条の改訂作業を行うことと、関係諸国が統一見解に達しえなかった場合の国際司法裁判所への付託という二段階方式を持つ「国際的解決」方式など、様々な領土返還構想が検討されていた。

第2章「佐藤政権後期の日ソ関係」では、1970年前後の国際情勢の激変が同時期の日ソ関係の展開に及ぼした影響を扱っている。中ソ国境衝突による中ソ関係の悪化が日ソ関係に与えた影響と、同時期にソ連から打診されたアジア集団安全保障構想に対する日本側の反応を分析したうえで、著者は、沖縄返還交渉の進展が北方領土返還運動に与えた影響を検討し、佐藤政権が、北方領土の帰属問題を討議するための国際会議を見据えた国際社会向けの宣伝活動を行っていたことを指摘している。しかしながら、主要な協力相手国として期待されていた英米が確固たる不介入の姿勢を貫いたため、佐藤政権は北方領土問題の「国際的解決」への模索を棚上げにせざるを得なくなっていった。次いで、著者は、1971年7月のニクソン訪中発表で本格化した米中接近が日ソ関係に与えた影響を論じている。日中関係の正常化を求めべく対ソ接近を対中外交の梃子として利用しようとした佐藤政権とは対照的に、ソ連指導部は日米中による反ソ統一戦線の結成を防ぐ観点から、日本との関係改善を喫緊の課題に据えていた。その結果、グロムイコソ連外相はニクソン訪中の直前に日本を訪れ、1956年の日ソ共同宣言に基づく「二島返還」の約束を持ち出したが、佐藤政権から積極的な反応を引き出すには

至らなかった。「四島返還」にこだわった日本政府の姿勢は、同時期の北洋漁業の安全操業問題やシベリア開発協力問題をめぐる日ソ協議の停滞にも繋がった。

第3章「田中政権時代の日ソ関係」では、日ソ接近の到達点としての日ソ首脳会談の開催に至るまでの政治過程を跡づけ、その上で、チュメニ油田開発計画の展開を中心に据えながらシベリア開発協力問題の戦略的意味を考察している。著者はロシア側の史料を検討しながら、田中角栄政権の発足直後のソ連指導部による日ソ平和条約締結に向けての基本方針策定過程を分析し、日ソ交渉を妥結に持ち込むためには、「二島返還」だけでは不十分であり、国後・択捉島に関しても安全操業や共同経済活動など実質的な諸権益を日本側に与えることを考慮に入れた方針をソ連指導部が検討していたことを指摘する。ソ連がこのような対日譲歩を検討していたのは、日ソ関係の改善が日本の対中接近を牽制することになると考えたからであるが、1972年9月に日中国交正常化が実現したことで日中接近牽制への期待が裏切られると、対米関係の改善や東欧国境をめぐる対西側外交の進展を梃子にしてソ連は、北方領土に関する権益の供与を段階的に撤回するなど対日外交において次第に強硬な姿勢に転じるようになった。その結果、1973年の田中首相訪ソの際にソ連指導部は、国後・択捉の帰属問題を継続審議の対象としつつ北洋漁業の安全操業問題を政治的に解決しようとする日本側の要求を拒否した。このように北方領土交渉は再び暗礁に乗り上げていくが、その後の日ソ関係において共存と協力への道が完全に閉ざされたわけではなかった。むしろ、対ソ資金供与に関する大筋合意の成立に示されるように、田中訪ソ後でも日ソ経済協力の分野は進展を見せていた。しかしながら、シベリア開発協力の目玉事業として有望視されたチュメニ油田計画は、ソ連の二回にわたる提案の変更とそれに伴う日本政府の対ソ不信感の高まりにより、全く実行に移されないまま頓挫することになった。

終章では、これまでの議論を総括しながら、なぜ冷戦変容期に日ソ関係がさほど進展しなかったのかという問いに回答を与えている。著者は、北方領土問題・北洋漁業問題・シベリア開発協力問題の位相を論じたうえで、相互理解の不足や信頼関係の欠如を背景にした日ソ相互の認識のずれや、日本国内の保革対立やソ連指導部内の国際協力派と保守派との対立という国内政治との連動、さらには、デタント期においても払拭されてはなかった冷戦の競争と対立の側面といった、いくつかの構造的要因が絡まりながら、冷戦変容期において日ソ接近が不発に終わったと結論付けている。

以上が、論文の要旨であるが、本論文は、以下の三つの点で、優れた特色を有している。

第一に、本論文は、これまで同時代的論評や回想録などは存在するものの、本格的分析が乏しかった冷戦変容期における日ソ関係史に関する体系的な著作である点が挙げられる。戦後日本外交史研究は近年目覚ましい進展を見せているが、日ソ関係史は、日ソ双方から十分な関係史料が公開されない状態が続いているために、事実上研究史上の空白をなしている。数少ない戦後日ソ関係史は国交回復期に集中しており、本論文が扱っている冷戦変容期については極めて先行研究が少ない状況である。この意味で、本論文は戦後日本外交史の最大の空白地帯を埋めるものといっても過言ではない存在意義を持っており、今後の研究で絶えず参照される業績になるものと思われる。

第二に、冷戦変容期の日ソ関係は結果的にはさほど進展はみななかったものの、この時期には、日ソ関係改善のための多様な方策が日ソ両国で検討されていたことが、本論文によりかなり明らかになった点が指摘できる。特に、潜在主権の承認に基づく四島の「段階返還」方式と、潜在主権の承認を求めない国後・択捉の「継続審議」方式という二段構えの方針や、戦後日本の領土問題を扱うサンフランシスコ平和条約第2条の改訂作業を行うことと、関係諸国が統一見解に達しえなかった場合の国際司法裁判所への付託という二段階方式を持つ「国際的解決」方式など、様々な北方領土返還構想が当

時日本政府内で検討されていたことを明らかにした点は、冷戦終焉後に本格化した北方領土問題をめぐる交渉案の原型が、冷戦変容期に認められることを意味しており、現在の日ソ関係を考えるうえでも極めて示唆的である。またシベリア開発協力問題についても、チェメニ油田計画をめぐる交渉過程など随所に新たな知見を与えるものになっている。

第三に、本論文は一次史料に基づく実証的研究であり、史料蒐集の厚みが評価される。先にも述べたように、戦後日ソ関係史に関する史料、ことに北方領土問題に関するそれは公開度が決して高くないが、そのような制約下にあつて、著者は、日露英米の関連文書を渉猟しながら、当該期の日ソ関係史の水面下にあつた様々な様相を掘り起こしている。これにより、これまで回想録や同時代的報道を通して断片的にしか明らかにされてはいなかった事柄が、よりはっきりした形で検討することが可能になったといえよう。

もっとも、本論文にもいくつかの点で弱点がないわけではない。例えば、著者は、序章では、冷戦変容期における日ソ関係改善の潜在的可能性を指摘しているが、終章では、相互理解の不足や信頼醸成の欠如という日ソ相互認識の歴史的特質や、デタント期になお残存していた競争と対立という冷戦の力学のような構造的制約要因が強調されているような印象を受ける。このため、潜在的可能性と構造的制約要因のいずれに本論文の力点があるのか、いささか分かりづらい読後感が残るのは否めない。また、本研究の依拠史料が外務省記録を中心としているために避けがたいことではあるが、外務省の担当部局の対ソ政策構想は比較的わかりやすく提示されているものの、政策決定過程のより上位の階層に位置している首相・外相・外務省最高幹部にどのような体系的な対ソ構想があつたのかについては、やや不分明な個所も残るように思われる。

しかしながら、以上のような弱点が仮に認められるとしても、全体として、本論文がこれまでほとんど空白状態に置かれていた冷戦変容期の日ソ関係史について体系的な検討をなしたことによる学界への貢献をいささかも損なうものではない。よって本論文は博士（学術）の学位請求論文として合格と認められる。